

第 1 版

蒲郡市東港地区まちプロジェクト会議

「みなと緑地 PPP」制度導入に向けたみなと活用社会実験

港町 village 募集要項

令和 7 年 5 月

蒲郡市 建設部 みなとみらい課

目次

1. 蒲郡市東港地区開発推進事業および東港地区まちプロジェクト会議とは	1
2. 「みなと緑地 PPP」制度導入に向けたみなと活用社会実験.....	1
3. 実施場所・施設の概要等	2
(1) 実施場所	2
(2) 実施期間	2
(3) 施設概要	2
(4) 営業可能日・営業可能時間	3
(5) 利用枠・使用料	3
(6) 販売内容・実施内容	4
(7) 設備について	5
(8) 運営方法	5
(9) その他要件.....	6
(10) 申込の流れ	6
(11) お問い合わせ.....	7

1. 蒲郡市東港地区開発推進事業および東港地区まちプロジェクト会議とは

東港地区開発推進事業では、蒲郡駅から竹島周辺にかけて未利用地となった埋立地の開発を進め、新たな賑わいの創出を図るため、公民連携による土地利用計画の検討をすすめています。この取り組みは、市民のみなさんともに、定期的にまちプロジェクト会議（ワークショップ）や社会実験を実施し、一緒に検討を進めています。

2. 「みなと緑地 PPP」制度導入に向けたみなと活用社会実験

みなとオアシスがまごおりの一部スペースを占用しトレーラーを長期間仮設することで、将来の官民連携による施設誘致に向けた社会実験をおこないます。みなとオアシスがまごおりの特に「交流スペース」は、これまでも音楽イベントやクラフト作品の展示販売などのイベントが実施されてきました。本実験においては、イベント時の利用だけでなく、日常利用・運営の観点からも検証もおこないます。

施設の利用にあたっては以下の運用をしています。

（施設の利用）

- ◇ みなとの振興や賑わい、地域振興、地域防災や施設の整備・管理・利活用方法の検討の目的以外に使用してはならない。
- ◇ 蒲郡市の上承を得たものであること。

（利用許可の申請）

- ◇ 利用申請書を提出し許可を受けなければならない。
 - ※ 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは許可しない。

（禁止行為）

- ◇ 承諾を得ていない物品の販売、宣伝広告紙等の配布や掲示
- ◇ 種々の思想に関する啓発活動のほか類似行為
 - ※ その他施設に相応しくないこと

3. 実施場所・施設の概要等

(1) 実施場所

蒲郡市港町地内



(2) 実施期間

2025 年 6 月 3 日（火）～2025 年 8 月 31 日（日） 予定

(3) 施設概要

- ・ 本社会実験では、飲食営業を想定したトレーラーを 1 台、物販やワークショップ等利用を想定したトレーラー1 台を仮設します。
- ・ トレーラー周辺には木製デッキを 4 つ用意しますが、店舗での独占利用はできません。来場者の滞留スペースとして活用をします。
- ・ 施設内にはトイレはございませんが、みなとオアシス内に公衆トイレがあります。



飲食用トレーラー(11m)



物販用トレーラー(6 m)



(4) 営業可能日・営業可能時間

営業可能日は水曜を除く全ての曜日（※水曜定休日）、営業可能時間は9時～21時とします。本事業は東港の開発に向けた社会実験となりますので、以下のご協力をお願いいたします。

- ・営業時間は原則として6時間以上の営業のご協力をお願いいたします。
- ・営業日は1週間単位での申し込みを基本としますが、難しい場合は、その旨をお伝えください。1週間単位で営業可能な方を優先させて頂く場合がありますので、ご了承ください。
- ・先着順かつ、実施内容に関し問題ないことが確認できた方から日時を確保せて頂きます。ご希望の日時をご用意できない場合があります、ご了承ください
- ・その他、営業日、時間に関しては、協議により決定します。
- ・最大1カ月間まで営業可能です。

(5) 利用枠・使用料

- ・協力金として以下表の料金をお支払いをお願いします。協力金は、電気使用量や設備使用料などに使用させて頂きます。
- ・支払方法はお振込み、もしくは、最終営業日に現金でお支払いください。

◆売上金の取扱い及び報告について

- ・売上金の取扱いについては、利用者にて管理していただきます。万が一、売上金の紛失等が発生した場合も、保証は致しかねます。
- ・社会実験として今後のまちづくりの参考とさせて頂くため、**来店者数や売上状況を必ず報告をお願いします。**

	飲食用トレーラー	物販用トレーラー
協力金	平日：売上10% 休日：売上5万円以下は売上の10% 売上5万円超過の場合は 3000円+売上10% ※1週間単位での利用者を優先します	1週間：7,000円（2区画） 1日（平日）：1000円（2区画） 1日（休日）：2000円（2区画） ※1週間単位での利用者を優先します

- ・飲食用トレーラーは一度に1店舗の営業を想定していますが、複数名での共同出店なども可能です。物販用トレーラーは2区画分を1店舗で利用することも可能です。
- ・営業に際し許可等を必要とする業種については許可証のご提出をお願いします。
- ・営業許可をお持ちでない場合は、事前にその旨をご相談ください。

(6) 販売内容・実施内容

以下、要件については社会実験の実施状況を踏まえて変更する場合があります。

<共通>

- ・来街者だけでなく、地域住民が日常利用できるようなものの提供をお願いします。
- ・トレーラー内だけでなく、屋外エリアも一体的な活用した運営をして頂くことも可能です。（2～3店舗程度の追加出店を想定）
- ・ご自身が営業される際に、社会実験実施エリアを活用したプログラム等が実施される場合がありますので協力をお願いします。
- ・ふわふわドーム、盆踊り、軽トラ市等のイベント感が強く出てしまう可能性があるものは実施できません。
- ・屋外での焚火、ドッグラン、子どもの託児機能などは安全面の観点から禁止とさせていただきます。
- ・ご自身が営業される際の、別のトレーラーの出店者に関しては、主催者の判断で決定させていただきます。
- ・サイン類等の掲示は景観を損なわないよう、事前にご相談ください。
- ・営業に際し許認可等を必要とする業種については許可証のご提出をお願いします。
- ・許可を持たない場合は事前にその旨ご相談ください。
- ・販売内容・実施内容については、事務局や関係各所で確認させて頂いた上で確定となります、本社会実験の趣旨にそぐわない、安全面の問題で許可できないなど、ご希望に添えない場合がありますので、ご理解ください。

<物販用トレーラー>

- ・商品の陳列の他、トレーラー内でのワークショップ利用も可能です。
- ・商品販売以外の活用を希望される場合は、ご相談ください。
- ・飲食物の調理はできません。
- ・実施に際して、有名キャラクターの無断使用や他店舗の類似品を不当に販売するなどの著作権侵害とならないようご自身で管理してください。

<飲食用トレーラー>

- ・主催者が「臨時営業許可」を取得し営業をおこないます。簡易な調理を伴うメニューのみ提供可能です。ご希望のメニューをお聞きした後、主催者が保健所と協議の上、提供可能メニューを確定します。
- ・販売内容については、必ず申請書に記載をしてください。安全面、衛生面などの理由からお断りさせて頂く可能性がございますので、ご了承ください。なお、販売内容に変更が生じる場合は、必ず事前に主催者へ相談をお願いします。

(7) 設備について

以下、要件については社会実験の実施状況を踏まえて変更する場合があります。

- ・物販用のトレーラーは壁掛けの陳列棚を用意しますが、陳列用のテーブルはございませんので、必要な場合は持参をお願いします。その他の備品は持参して下さい。
- ・飲食用のトレーラーは主催者側が臨時営業許可を取得しますので、臨時営業許可に必要な設備を用意します。（2層シンク、手洗い、消毒液、冷蔵用クーラーボックス等）
- ・飲食用トレーラーには1300wのコンセントがあります。
- ・食器類の用意はございません。飲食物は使い捨ての容器のみ提供可能です。
- ・冷暖房エアコン、照明があります。
- ・カセットコンロを2つ用意させていただきます。
- ・トレーラーへ直接の給水、排水はありません。タンク式となります。現地で給水した水を提供する飲食物に使用しないでください。
- ・排水用タンクは持参して頂き、排水は持ち帰り処理をしてください。
- ・施設内にトイレはございませんが、みなとオアシス内に公衆トイレがあります。
- ・その他、調理や提供に必要な備品は持参してください。

(8) 運営方法

① 鍵の開け閉め

主催者側のスタッフが行います。ご自身の理由による急な営業時間の変更は対応できない場合がありますので、ご了承ください。

② 清掃について

利用後は必ず清掃をお願いします。最低限の清掃用具はありますので、お声がけください。食器洗い用スポンジや台拭きタオル等の営業に必要な道具は、各自ご持参ください。

③ ゴミの処理

調理等で発生したごみは、各自お持ち帰りください。会場内にゴミ箱の設置は予定しておりません。

④ 食品衛生面

調飲食物の販売に関しては、衛生面や管理面にご留意頂き、各店舗責任にて販売をお願いします。食中毒、食品販売行為に関する事故等に対して、主催者は一切責任を負いかねますので各自、保険への加入をお勧めいたします。

なお、営業中は、必ず食品衛生責任者を置いてください。

⑤ 修繕について

出店者の過失でトレーラーや備品の破損をした場合は費用をご負担頂きます。

⑥ 原状回復

営業終了後は、翌日から次の出店者が利用しますので、持ち込んだ設備機器及び什器類は速やかに搬出し原状回復をお願いします。

⑦ 貴重品管理

当施設にお持ち込みになられた展示品、備品、貴重品等の盗難、破損事故、人身損害については、責任をおいかねますので、ご自身で管理をお願いします。

⑧ 社会実験検証項目

終了日に、売上表、利用人数、アンケートをご回答頂き、必ずご提出ください。

⑨ その他

営業中は近隣住居へ配慮頂きながら運営して頂くようお願いいたします。

(9) その他要件

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者に該当しない。
- ② 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者に該当しない。（第三者を利用して行う場合も含む。）

(10) 申込の流れ

① グーグルフォームよりお申込み

お申込み後、実施内容の確認に数日要する場合があります、ご了承ください。

② 実施内容に関するご質問、内容の調整

事務局よりご連絡させていただきます。

③ 内容確認後、日程の確定

ご出店日確定となります。

④ 覚書・誓約書の提出

事務局（株式会社 E-DESIGN）とご出店者で覚書をさせていただきます。

申込フォーム



< 申込内容 >

- 出店希望者情報
- 企画内容
 - ・ 希望する業態、営業日、営業時間
 - ・ 希望する販売内容や企画内容
 - ・ 全提供メニューと提供までの工程（飲食の方）
- 営業許可書・資格証明書（業態により許可が）の写し（後日提出）
 - ※協同出店をご希望の場合、各出店者が必要な提出書類をご提出ください。
 - ※営業許可を持たない場合は、その旨をお伝えください。

(11) お問い合わせ

事務局：蒲郡東港パートナーズ（株式会社 E-DESIGN 松浦）

Mail：gamagorihigashikou@gmail.com